

内田脳神経外科訪問リハビリテーション・
介護予防訪問リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人恕泉会が開設する内田脳神経外科（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という）にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの従事者は要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

- 2 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの実施にあたっては、利用者の要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となる事の予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- 3 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの実施にあたっては、関係市町村、地域高齢者支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする

- (1) 名称 内田脳神経外科
- (2) 所在地 高知市塚ノ原37

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は事業所の従業者の管理及び利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者の職種及び員数

理学療法士 1名以上

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜から金曜日までとする。

休業日：土日、祝祭日、年末年始（12月31日から1月3日）。但し祝祭日は営業する場合もある。

(2) 営業時間：午前8時30分から午後5時15分までとする。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その額の負担割合に応じたものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の業務を実施する地域は、高知市内（旧鏡村、旧土佐山村を除く）とする。

(苦情処理)

第9条 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村・当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。

3 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業所は利用者の権利擁護、虐待の発生を防止するための次のような措置を講じるものとする

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催とともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止及び身体拘束のための指針の整備

(3) 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

(4) 成年後見制度の利用促進

(5) 苦情解決体制の整備

(6) 前5項に掲げる措置を適切に実施するたえの責任者の設置

2 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 従業者の資質向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所のハラスメント対策については医療法人恕泉会の職場におけるハラスメント防止マニュアルが定める規定及び指針に沿って行動し、又、利用者及び家族・事業所間のハラスメント行為に関しては、当事業所が定めるに沿って対応するものとする。
- 5 事業所の感染、非常災害対策については、在宅部門 BCP 委員会、恕泉会感染対策委員会が定める規定及び指針に沿って行動する。
- 6 事業所はリハビリ等の提供に当たっては、利用者の生命または身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 7 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならぬ。
- 8 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人恕泉会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は平成24年5月1日から施行する。

この規定は平成27年4月1日から施行する。

この規定は平成30年4月1日から施行する。

この規定は令和元年8月1日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。